

## 日本気象学会関西支部発表賞授賞規約

2020年2月19日制定

(顕彰)

第1条 関西支部発表賞受賞者を下記の通りに選定する。

- 1 日本気象学会関西支部発表賞(以下「支部発表賞」という。)受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 委員会は、支部長が指名した常任理事及び各地区理事をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた発表を行った支部会員のうち、原則として研究を本務としない若手研究者若干名を選び、支部理事会に推薦する。
- 4 支部理事会は、委員会から推薦された者の中から、受賞者を決定する。

第2条 支部発表賞は賞状・副賞(賞品)とし、これを受賞者に贈呈する。

(附則)

本規約は、2020年2月19日から施行し、初回の授賞は2020年度とする。